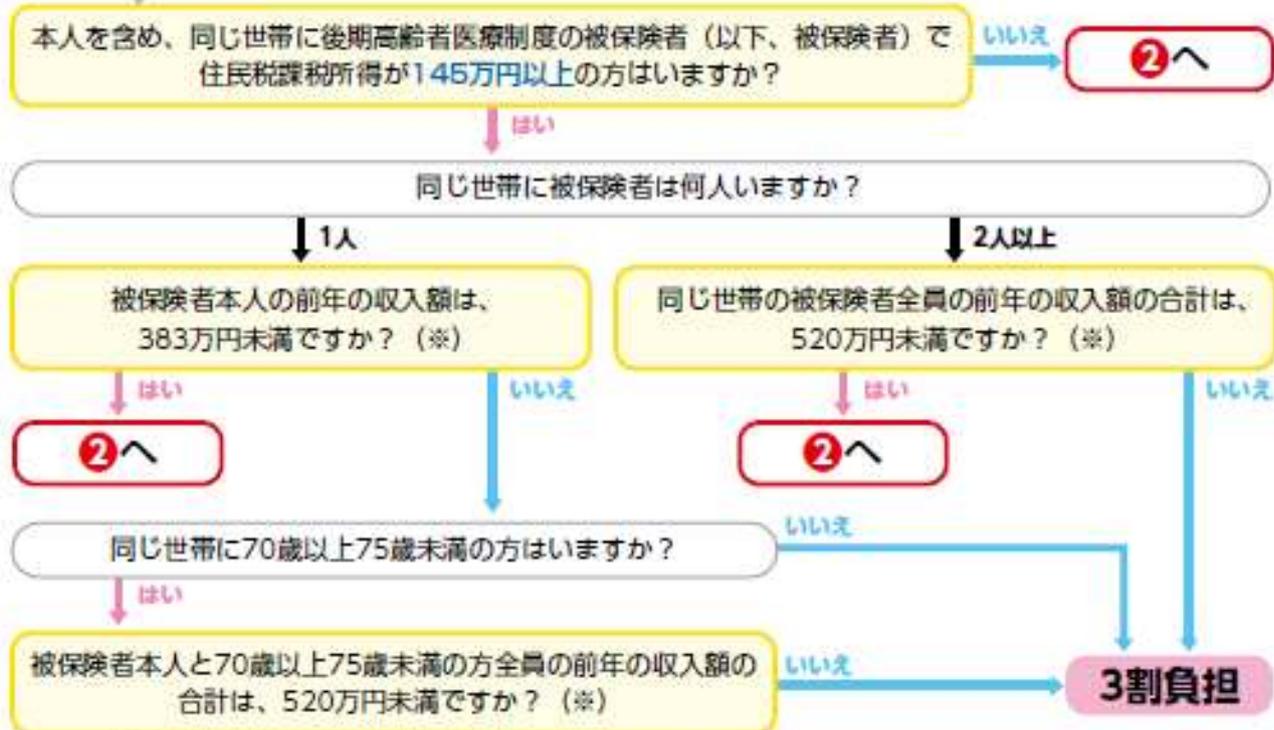


自己負担割合の判定のフローチャート

①で「3割負担に該当するか」を判定した後に、②で「1割負担、2割負担のどちらになるか」を判定します。

①スタート



※収入所得の状況がお住まいの市（区）町村にて把握できない場合には、申請書（基準収入額適用申請書）を提出いただく場合があります。

②スタート



- 退職による収入、市町村民税の対象とならない収入（障害年金・遺族年金など）、確定申告を要しない特定配当などは収入から除きます。
- 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で旧ただし書所得（基礎控除後の総所得金額等）の合計額が、210万円以下である方は1割負担または2割負担になります。
- 黄色枠の金額等がわからない場合は、お住まいの市（区）町村へお尋ねください。